

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [社会保障](#) | [社会保障～仕事編～](#) | [【受給期間の延長】](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

社会保障～仕事編～ 【受給期間の延長】

事情があるときは、失業給付を後でもらえる
【3つのQ&Aで受給期間の延長を覚えよう！】

Q1 : 誰がもらえるの？
A : やむを得ない理由で退職した人

Q2 : 延長できる期間？
A : 最長3年

Q3 : 届け出は？
A : 自分でハローワークに行き、書類を提出

退職してすぐに失業給付の手続きをすると、最短で7日間の失業待機期間後に受給が始まります。ただ、受給開始のタイミングは先延ばしもできます。これを『受給期間の延長』と呼びます。あくまで受給開始を遅らせられるだけで、受給日数が増えるわけではありません。

延長できるのは、**病気や妊娠、出産、育児、介護のために退職をした人、定年退職をした人（65歳未満）、家族の海外転勤に同行することになった人・・・**など。つまり、何らかの理由で、仕事を辞めざるを得なくなった人が該当します。該当者が30日以上働くことができない場合には、その、働けなかった日数分だけ受給期間を延長できます。**延長は最長でプラス3年間まで認められます。**

退職後30日以上経ってから、1カ月以内にハローワークで手続きが必要です。

受給期間延長申請をお忘れなく！

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>[一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.